

(8) 学識経験者

(9) 市職員

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3. 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 委員会は、年 2 回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りでない。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(報 酬 等)

第 8 条 委員には、の報酬及び費用弁償を、予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

三浦市保健福祉サービス協会
運営委員会委員名簿

職名	氏名	機関名	委嘱者職名
委員長	斉藤利純	民生委員・児童委員協議会	会長
副委員長	阿部好知	福祉施設	美山ホーム施設長
委員	小川佐次郎	社会福祉協議会	常務理事
〃	芹川直行	三浦市医師会	市嘱託医
〃	石渡次郎吉	福祉推進委員	三浦市協議会会長
〃	英太郎	福祉団体	三浦市身障者福祉協会会長
〃	折地丈夫	学識経験者	生活支援地域福祉相談室生活援助員
〃	大久保マサ子	県三崎保健所	健康指導課長
〃	川名剛	市職員	福祉部長

三浦市告示第十三号

三浦市在宅療養者訪問看護事業実施要綱を次のように定める。

平成元年三月三十一日

三浦市長 久野隆作

三浦市在宅療養者訪問看護事業実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、在宅の長期療養者に対し、訪問看護婦を派遣し、必要な看護を提供するとともに家族に対し看護の方法等の指導を行ない、もって家族の負担の軽減及び療養者の療養条件の改善を図ることを目的とする。

(用語)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 訪問看護婦 神奈川県が行う講習会を終了し、かつ、神奈川県知事から訪問看護婦認定証の交付を受けた看護婦をいう。
- 二 在宅ケア専任保健婦 この要綱に定める事業の円滑な推進を図り、指導的役割を果たす者として神奈川県が行う研修を受講した保健婦をいう。
- 三 処遇方針 訪問看護婦が行う看護の内容、実施頻度等をいう。

(派遣対象世帯)

第三条 訪問看護婦の派遣の対象となる世帯は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 看護を必要とする在宅療養者のいる世帯
- 二 在宅療養者の看護方法の指導を必要とする世帯

(看護の内容)

第四条 訪問看護婦の行う看護の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 基本的看護、疾病による特有な看護、治療促進のための看護その他の在宅療養者への直接的看護
- 二 在宅療養者の家族への支援及び看護技術指導
- 三 療養上必要な社会資源の活用方法の指導及び関係職種との連携
- 四 療養上生じた家族間の問題についての調整
- 五 その他療養上必要な事項

(申請)

第五条 訪問看護婦の派遣を受けようとする者(派遣対象世帯の生計の中心となつているものをいう。(以下「生計中心者」という。))は、三浦市訪問看護婦派遣申請書(第一号様式)を市長に提出しなければならない。

第六條 市長は、前條に規定する申請書を受理したときは、派遣対象世帯の状況等を調査し、療養状況報告書（第二号様式）を作成のうえ訪問看護婦の派遣の要否、処遇方針等を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をするにあたっては、三浦市保健福祉サービス調整機構設置運営要綱（平成元年三浦市告示第六号）に規定する三浦市保健福祉サービスケース検討委員会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要するときは、主治医等の意見により派遣を決定することができるものとする。

3 市長は、第一項の規定により派遣を決定し、又は却下したときは、三浦市訪問看護婦派遣決定（却下）通知書（第三号様式）により申請者に通知するものとする。

（費用負担）

第七條 生計中心者は、訪問看護婦の派遣を受けたときは、別表の基準により訪問看護婦の活動に要した費用の一部を負担するものとする。ただし、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十九条の規定による訪問指導の対象となっている者については、費用の負担を要しないものとする。

（費用負担額の減免）

第八條 市長は、生計中心者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて負担すべき費用の額（以下「費用負担額」という。）を減額し、又は免除することができる。

一 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、財産等に著しい損害を受けたとき。

二 疾病又は負傷により長期入院又は死亡したとき。

三 干ばつ、不漁、事業等の休廃止、失業その他これらに類する事情により収入が著しく減少したとき。

四 その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により、費用負担額の減額又は免除を受けようとする生計中心者は、三浦市訪問看護婦派遣費用負担額減免申請書（第四号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、申請書の内容を審査してその適否を決定し、三浦市訪問看護婦派遣費用負担額減免決定（却下）通知書（第五号様式）により申請者に通知するものとする。

4 第二項の規定による申請書は、第一項各号のいずれかの事由に該当することを明らかにする書類を添付しなければならない。

（看護計画）

第九條 訪問看護婦は、市長が決定した処遇方針を踏まえ在宅ケア専任保健婦、地区担当保健婦等と協議のうえ看護計画を作成し、適切な看護の実施に努めるものとする。